



## 山吹沢県有林 森づくり協定書

(趣旨)

第1条 埼玉県秩父農林振興センター所長 尾上吉広(以下「甲」という)とNPO 法人秩父百年の森 理事長 島崎武重郎(以下「乙」という)は、中津川県有林において行う森林づくりについて協定を締結する。

(協定区域)

第2条 この協定の対象とする区域は、秩父市中津川字山吹523の中津川県有林(山吹谷9林班)内の別図の示すところとする。

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、甲、乙の協議により延長することができるものとする。

(森林づくりの内容)

第4条 森林づくりの内容は次のとおりとする。

乙は、協定区域内において、県有林管理計画書(平成20年4月1日から)に基づき、次の活動を行うことができる。

- (1) 針葉樹・広葉樹の植栽および保育作業
- (2) 森林植生観察区の設定および調査
- (3) 植林体験・森林観察等の環境教育活動
- (4) 当該区域内の森林管理に支障のない範囲での観察路および作業路の整備
- (5) シカ柵など獣害防止ネットの保守点検作業
- (6) 標柱・看板等の設置

(乙の計画作成および実施報告)

第5条 乙は、第4条に係る森林づくりについて、あらかじめ活動計画を作成し、甲に通知するとともに、実施した内容を甲に報告する。

2 事業の廃止等大きな変更が生じる場合は、変更計画を作成し、甲に通知するものとする。

(協定区域内の管理)

第6条 乙は、植栽木についての管理を行う。その他の一般的な管理は、甲が行うものとする。

(賛同者の森林づくりへの参加)

第7条 この協定による森林づくりについて賛同するものが参加を希望する場合は、甲、乙の承諾のもとに森林づくりへの参加を認めるものとする。

(植栽または育成された立木に係る権利)

第8条 乙およびこの協定による森林づくりについて賛同し参加した者は、森林づくり活動を通じて植栽または育成された立木についての一切の権利を求めないものとする。

(注意事項)

第9条 森林づくり活動にあたっては、次の事に注意するものとする。

- (1) 森林火災の防止のため、森林内では火を使用しないこと。
- (2) 協定区域以外の県有林に立ち入り、立木等を損傷しないこと。

(ケガ・事故等の責務)

第10条 乙の作業中におけるケガ・事故等については、甲は一切責任を負わない。

(災害時の対応)

第11条 気象害、病虫害等、甲乙の過失に基づかない事故により森林に被害を受けたときは、甲乙協議のうえ対応する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。  
この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

平成27年12月1日

甲 秩父市日野田町1-1-1  
埼玉県秩父農林振興センター  
所長 尾上吉広

乙 埼玉県秩父市上町3-6-6  
NPO法人 秩父百年の森  
理事長 島崎武重郎

### ■山吹沢県有林の概要

